

令和元年七月五日受領
答弁第二一九〇号

内閣衆質一九八第二九〇号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員緑川貴士君提出十六キロメートルを超える訪問診療にかかる規制に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出十六キロメートルを超える訪問診療にかかる規制に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成三十年三月五日付け保医発第一号厚生労働省保険局医療課長通知）においては、往診料及び在宅患者訪問診療料（Ⅰ）について、患者の年齢にかかわらず、「患者の所在地から半径十六キロメートル以内に患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しない場合や、患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しない場合などない場合などない」理由のある場合には、保険医療機関の所在地と患者の所在地との間の距離が十六キロメートルを超える場合でも算定できることとしておられるところであり、御指摘のような「全国一律」の「距離の制限」及び年齢の制限があるとは考えていない。